

区分	種目	対象者	対象年齢
介護訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者	18歳以上
		難病患者等で寝たきりの状態にある者	
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障害者	18歳以上
		下肢又は体幹機能障害 2 級以上で常時介護を要する身体障害児	3 歳以上18歳未満
		重度又は最重度の知的障害者（児）	3 歳以上
		難病患者等で寝たきりの状態にある者	3 歳以上
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、下着交換等に当たって介助を要する身体障害者（児）	3 歳以上
		難病患者等で寝たきりの状態にある者	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障害者（児）	3 歳以上
		難病患者等で自力で排尿できない者	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で入浴に介護を要する身体障害者（児）	3 歳以上
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）	3 歳以上
難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者			
訓練いす（児童のみ）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児	3 歳以上18歳未満	
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児	3 歳以上18歳未満	
	難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者		
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有し、入浴に介助を必要とする身体障害者（児）	3 歳以上
		難病患者等で入浴に介助を必要とする者	
	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）	3 歳以上
		難病患者等で常時介護を要する者	
	T 字状・棒状の杖（1 本杖）	平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）	3 歳以上
	移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する身体障害者（児）	3 歳以上
		難病患者等で下肢が不自由な者	
	頭部保護帽	平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）	—
		重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は精神障害者（児）でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	
	特殊便器	上肢障害 2 級以上の身体障害者（児）	3 歳以上
重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者			
難病患者等で上肢機能に障害がある者			
火災警報器	2 級以上の身体障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）及び難病患者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者	—	

	自動消火器	2級以上の身体障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）及び難病患者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者	—	
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者 重度又は最重度の知的障害者	18歳以上	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）	学齢児以上	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者	18歳以上	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障害者（児）	3歳以上	
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者（児） 肢体不自由により身体障害者手帳2級以上を有する者で、気管切開、遷延性意識障害、重度の脳血管障害等のえん下機能などに著しい障害があつて、医師の意見書により常時必要と認められる者 喉頭、咽頭摘出による音声・そしゃく機能障害があつて、医師の意見書により常時必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有し、必要と認められる者	—	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者（児） 肢体不自由により身体障害者手帳2級以上を有する者で、気管切開、遷延性意識障害、重度の脳血管障害等のえん下機能などに著しい障害があつて、医師の意見書により常時必要と認められる者 喉頭、咽頭摘出による音声・そしゃく機能障害があつて、医師の意見書により常時必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有し、必要と認められる者	—	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	18歳以上	
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者	学齢児以上	
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者	18歳以上	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	—	
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能又は肢体に障害を有する身体障害者（児）であつて、発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上
		情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）で、周辺機器等によりパーソナルコンピュータを操作することが可能になる者	学齢児以上
		点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重複する重度の身体障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であつて、必要と認められる者	18歳以上

	点字器（標準型）	視覚障害者（児）	学齢児以上
	点字器（携帯型）	視覚障害者（児）	学齢児以上
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で就学若しくは就労している者又は就学若しくは就労が見込まれる者	学齢児以上
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者（児）	学齢児以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者（児）	学齢児以上
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字を読むことが可能になる者	学齢児以上
	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の身体障害者（児）	学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）で、テレビの視聴に必要と認められる者	—
	人工喉頭（笛式）	喉頭を摘出した障害者（児）	—
	人工喉頭（電動式）	喉頭を摘出した障害者（児）	—
排泄管理 支援用具	ストーマ用装具	直腸・膀胱機能に障害を有する身体障害者（児）であってストーマを造設した者	—
	紙おむつ等	次のいずれかに該当する身体障害者（児） 1 ストーマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者 2 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿若しくは高度の排便機能障害のあるもの又は先天性鎖肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害がある者で紙おむつを必要とする者 3 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難な者	3歳以上

	収尿器（男性用）	高度の排尿機能障害を有する身体障害者（児）	—
	収尿器（女性用）	高度の排尿機能障害を有する身体障害者（児）	—
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者（児）であって、障害等級3級以上の者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	—
点字図書	点字図書	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者（児）	学齢児以上